奸婦一般健康診査県外受診費用補助について

《概要》

妊婦一般健康診査県外受診費用補助制度とは、四日市市に住民票を有する者が、県外(国内)の医療機関で妊婦一般健康診査を受診しようとする場合に、かかる費用を補助する制度です。

《対象者》

妊婦一般健康診査を受診した日に四日市市に住民登録があること。 また、受診した日に妊婦一般健康診査受診券を交付されていること。

《補助の対象》

県外医療機関等で受診した妊婦一般健康診査の費用。1回の妊娠につき14回以内。 (県内で公費負担を受けた場合は、その回数を差し引いた回数)

《補助金額》

妊婦一般健康診査に要した額と上限金額のうち低い方とする。

《申請期限》

受診日から3か月以内に申請してください (3か月を超えてしまった場合はご連絡ください。ただし、令和7年3月31日までに受診した費用は、令和7年4月10日までに申請してください)。

《申請にあたり必要なもの》

- ① 四日市市県外医療機関等受診費用補助金交付申請書兼請求書(第1号様式)
 - ※ 修正液の使用及び金額の訂正は不可。
 - ※ 記載を間違えた場合は、間違えた箇所に二重線を引き修正してください。
 - ※ 受診日に支払った領収書の金額を記載してください。同日受診分については合算額で記載してください。
 - ※ 所定の項目以外の不要な記載はしないで下さい。
- ② 妊婦一般健康診査受診済証(母子健康手帳の「妊娠中の経過」のページのコピー)
- ③ 受診医療機関発行の領収書(あれば診療明細書も) (コピー不可 原本をご提出ください)
- ④ 県内で使用できなかった妊婦一般健康診査受診票(母子健康手帳別冊) ※3枚複写のうち【A】のみを切り取り、申請分ご提出ください。
- ⑤ 委任状(受診者本人と口座名義人が違う場合のみ)
- ※ 口座名義人や診察券の姓が旧姓のままの場合は下記までご連絡ください。別途書類が必要です。
- ※ 提出頂いた領収書及び診療明細書は、「交付決定通知書」と一緒に、普通郵便にて返送させて 頂きます。申請後、約 $1\sim2$ か月程でのお返しになりますので、郵便物にご注意ください。
- ※ 補助金の入金につきましては、1~2か月後を予定しています。 入金日については、「交付決定通知書」に記載させて頂きます。

《申請場所及び問い合わせ先》(郵送または下記にて申請をお願い致します。)

四日市市役所 こども未来部 こども保健福祉課 母子保健係(総合会館3階)

住所 〒510-0085 四日市市諏訪町2-2

電話(059)354-8187

FAX (059) 354-8061